

上益城廃棄物処理施設整備事業に関する議会報告会（第１回）

日時：令和８年５月２９日（金）１０時～

場所：嘉島町町民会館２階 会議室１、２

次第

１ 開 会

２ 説明事項

- （１）上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業について
- （２）事業に対する上益城５町の取り組みの方針について

３ 報告事項

- 事業に関する検討状況について

４ 質疑応答

５ 閉 会

上益城廃棄物処理施設整備事業に関する 議会報告会（第1回）

令和8年5月29日（金） 上益城広域連合

御船町・嘉島町・益城町・甲佐町・
山都町・上益城広域連合

本日の説明・報告事項

1. 説明事項

- (1) 上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業について
- (2) 事業に対する上益城5町の取り組みの方針について

2. 報告事項

- 事業に関する検討状況について

3. 質疑応答

本日の説明・報告事項

1. 説明事項

- (1) 上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業について
- (2) 事業に対する上益城5町の取り組みの方針について

2. 報告事項

- 事業に関する検討状況について

3. 質疑応答

1. 説明事項

(1) 上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業について

■ 事業の概要

この事業では、民間事業者が、御船町上野に整備・運営を予定しているごみ処理施設において、**上益城5町の一般廃棄物（家庭ごみ等）**と **主に県内で発生する産業廃棄物** を処理し、同時に処理の過程で発生する熱エネルギー、メタンガスを回収して発電等を行うことが計画されています。（土地は上益城広域連合が有償で貸し付ける。）

※5町では、本事業が5町の課題を解決する事業であることから、令和4年3月に事業者と基本協定を締結し、本事業の実施を前提として検討を進めています。

■ 事業者

株式会社シムファイブス

※出資者：有価物回収協業組合石坂グループ、大栄環境株式会社

■ 事業予定地

● 御船町上野地区「古閑原・古閑迫地区」

※上益城郡の5町及び西原村で構成した「熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会」にて建設予定地の公募・推薦を行い、平成30年度に決定した建設予定地です。

（西原村は平成30年度に従来計画の取組からは離脱しています。）

※令和2年度からは上益城広域連合に事務を移管し、用地取得を開始しました。現在、事業実施に必要な用地取得は完了しています。

1. 説明事項

(1) 上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業について

■ 処理する廃棄物

- ・ 上益城郡5町の一般廃棄物、発災時に発生する災害廃棄物
- ・ 主に県内で発生する産業廃棄物（医療系可燃廃棄物を含む）

（県内（メイン）、九州管内（準メイン）、一部九州以外（数%程度）を想定）

※ なお、法令等で定める判定基準（廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物の判定基準）を超える有害物質を含む廃棄物、PCB廃棄物、水銀廃棄物、アスベスト及び放射性廃棄物等は取扱わない（医療系可燃廃棄物は取扱う）。

■ 整備予定施設

施設の名称	1日当たりの平均取扱計画量
リサイクル施設（選別破碎施設）	200 t / 日 〔 産業廃棄物：約185 t / 日、 一般廃棄物：約 15 t / 日 〕
堆肥化施設	60 t / 日
エネルギー回収施設（メタン発酵施設）	30 t / 日
エネルギー回収施設（焼却施設）	400 t / 日 〔 産業廃棄物：約320 t / 日、 一般廃棄物：約 80 t / 日 〕

※「最終（埋立）処分場」と「し尿処理施設」は整備しない。

1. 説明事項

(1) 上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業について

■ 事業スケジュール

※株式会社シムファイブスが、環境影響評価準備書にて示した事業スケジュール

区分		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
許可手続き	環境影響評価 (環境アセスメント)										
	各種法令における 許可申請等										
	建築基準法 確認申請										
土地造成工事 (上益城広域連合施工)											
施設建設工事											
供用開始											

1. 説明事項

(1) 上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業について

■ 行政関与による廃棄物処理体制の構築

本事業では、事業に適用される法令（廃棄物処理法等）による規制のみならず、以下の3つを基本とする行政関与によって、**より周辺環境へ配慮された持続可能な廃棄物処理体制を構築します。**

①「公有地の貸付」

土地貸付契約によって、一方的な事業内容の変更や開発を制限します。

②「行政による出資」

廃棄物の適正処理等が可能な体制（経営状況等）であるか監視します。

③「協定」（環境保全協定等）

事業者による環境保全対策やモニタリングの履行など、周辺環境へ配慮した事業運営を担保します。

本日の説明・報告事項

1. 説明事項

- (1) 上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業について
- (2) 事業に対する上益城5町の取り組みの方針について

2. 報告事項

- 事業に関する検討状況について

3. 質疑応答

1. 説明事項

(2) 事業に対する上益城5町の取り組みの方針について

令和8年度中頃には事業者が行う環境アセスメント手続きが完了する見込みです。

5町は、令和4年3月に事業者と締結した「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」に基づき、環境アセスメントの結果を踏まえ、**本事業の計画を適切であると判断した場合**、改めて事業者と「環境保全協定等」を締結することとしています。



■ ア) 事業の適否判断について

- 事業計画が適切であるかの判断（事業の適否判断）は、事業者が環境アセスメントを通じて検討した事業計画や「環境影響評価書」の内容などを確認したうえで、**5町の首長で構成する会議で総合的に判断します。**
- 適否判断にあたっては、**3つの視点**を設定して確認を行います。（次ページ）
- 判断にあたっては、専門的な見地からの検証が必要となるため、一部を専門機関への業務委託により補完し、検討・精査を行います。

1. 説明事項

(2) 事業に対する上益城5町の取り組みの方針について

■ ア) 事業の適否判断について

【事業の適否判断の3つの視点】

① 周辺環境への適切な配慮

- 評価書の内容（評価の結果及び行政等の意見に対する事業者見解等）を踏まえ、著しい環境影響が生じるおそれがないか、必要な環境保全対策が検討されているか等について確認します。

② 5町の一般廃棄物処理に係る財政負担

- 平成28年3月に策定した「一般廃棄物広域処理基本計画」（以下、「従来計画」という。上益城5町及び西原村で策定した施設整備に関する計画。）におけるごみ処理単価等と比較して、本事業が5町の財政負担を軽減する事業であるか確認します。

③ 環境保全対策の実現性及びその他課題に対する方針

- 評価書で検討された環境保全対策の実現性や、その他事業実施に向けた重要な課題等に対する方針等を確認します。

1. 説明事項

(2) 事業に対する上益城5町の取り組みの方針について

■ イ) 検討状況の公表について

- 本事業の検討および取り決めに関する進捗状況の報告を行います。

【進捗状況報告の方法】

○ 各町、広域連合における議員を対象とした検討状況の報告

- 各町及び広域連合においてそれぞれ実施します。
- 各議会定例会の開催に合わせて実施する方針ですが、時期の変更または追加で開催する場合があります。
- 報告の際の配付資料及び質疑応答の概要を各町、広域連合のホームページにて公表します。

○ 住民説明会の開催

- 住民を対象とした説明会を開催します。（開催時期等は、評価書の公表時期や適否判断の検討状況を踏まえて決定します。）

本日の説明・報告事項

1. 説明事項

- (1) 上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業について
- (2) 事業に対する上益城5町の取り組みの方針について

2. 報告事項

- 事業に関する検討状況について

3. 質疑応答

2. 報告事項

● 事業に関する検討状況について

■ ア) 事業用地に関すること

事業用地の造成工事は、用地の安定的な利用を担保するため、土地の所有者である上益城広域連合が公共工事として適正に実施し、事業者の有償で貸し付けます。

ここでは、事業の基盤となる用地の整備と、その費用に関する検討状況をご報告します。

① 事業用地の造成工事に関する進捗

- 令和6～7年度にかけて、上益城広域連合は、造成工事の工法等を検討するための「概略予備設計業務」を実施しました。
- この設計業務では、「施設を配置する平場の確保」や「調整池の整備」、「造成を行うために必要な工事（切土や盛土等）」の方法の検討、及びこれらに必要なボーリング調査を行っています。
- 現在の状況としては、盛土に用いる土の「土質改良方法」を決定するために調査を行い、引き続き造成工事全体の概算費用の検討を行っている段階です。

2. 報告事項

● 事業に関する検討状況について

■ ア) 事業用地に関すること

② 造成における土質改良と環境・法規制対応

● 安定的な用地の整備

事業実施区域の地盤は、砂岩泥岩互層を基盤層とし、それを覆うように阿蘇火砕流堆積物が分布している複雑な地盤であることが確認されています。このため、**土の性状を正確に調査したうえで十分に安全性を考慮し、盛土に用いる土の土質改良を行うことで、災害等に耐える安定的な用地を整備します。**

● 「盛土規制法」への対応

盛土や切土によって発生する崖崩れや土石流から住民の命を守るため、危険な盛土を全国一律の基準で包括的に規制する「盛土規制法」が、熊本県でも令和7年4月から運用されています。造成工事は、このより厳しい基準のもと、**上益城広域連合が公共工事として実施します。**

● 環境への配慮

土質改良には、六価クロムが発生しない改良材を使用するなど、**周辺環境に配慮した工事を実施します。**

2. 報告事項

● 事業に関する検討状況について

■ ア) 事業用地に関すること

③ 造成工事の概算費用と行政負担の軽減策

● 概算費用と今後の精査

造成工事にかかる概算費用は、現在精査中です。

● 行政負担の軽減策

工事費用は、事業者からの長期的な賃料収入によって、行政負担の軽減を図ります。

※従来計画との比較

従来計画では、造成工事の費用について、国補助金（1/3）、町負担分の起債（充当率90%、交付税措置50%）の活用を想定していました。本事業の場合、国補助金等の公的資金を活用することなく、事業者からの長期的な賃料収入によって行政負担の軽減を図ることができます。

2. 報告事項

● 事業に関する検討状況について

■ ア) 事業用地に関すること

④ 土地の貸し付けと利用条件

本事業では、上益城広域連合が所有する土地を、条件を課して事業者に貸し付けることにより、**事業者による一方的な開発・土地利用ができない仕組みを構築します。**

また、賃料収入は、造成工事に伴う5町の財政負担軽減にも大きく寄与します。

【今後の検討・報告内容】

- ・ 契約（貸付）期間
- ・ 土地利用の制限内容 等

2. 報告事項

● 事業に関する検討状況について

■ イ) 適切な事業実施に向けた取り決め等について

ここでは、事業実施に向けて必要となる協定や出資に関する検討状況をご報告します。

① 協定について

適否判断後、事業計画が適切であると判断した場合は、事業者が行う環境保全対策及び事業の実施に必要な事項を定めた協定を締結し、相互の確実な履行を図ります。

【検討状況】

・事業者と協定に向けた協議を行うのは適否判断後になりますが、5町においては、環境アセスメントの状況を踏まえて、環境保全協定等に明記する必要がある対策、モニタリング体制等について検討を進めます。

【今後報告する内容】

・協定に定める環境保全対策やモニタリング体制 等

2. 報告事項

● 事業に関する検討状況について

■ イ) 適切な事業実施に向けた取り決め等について

② 出資による経営監視について

「5町の一般廃棄物の適正かつ安定的な処理」及び「適正な土地利用」が可能な体制（経営状況等）を事業者が有しているかを把握するための出資です。

上益城広域連合が事業への出資を行うことで、会社法に基づく会計帳簿及び関連資料の閲覧請求権といった株主の権利を取得し、事業者の経営状況を確認することが可能になります。

【出資の具体的な内容（検討中）】

a. 必要となる出資割合：総株主の議決権に対する3%の出資を想定しています。

＊ 総株主の議決権は、今回の場合は資本金に連動します。

＊ この出資割合により、株主総会の招集請求権などの権利が取得できます。

b. 出資者：上益城広域連合（各町から負担金として徴収する形を想定）

＊ 事業者から取得した資料等は、各町で共有します。

c. 出資の時期：事業の適否判断後、施設の運用開始前までに出資を行う予定です。

2. 報告事項

● 事業に関する検討状況について

■ イ) 適切な事業実施に向けた取り決め等について

② 出資による経営監視について

【行政による出資について】

出資は行政（上益城広域連合）による経営監視を目的に行うものですが、同時に出資額に応じた責任が発生する可能性があります。

- 事業者が損害賠償責任を負った場合でも、直ちに上益城広域連合にその責任が及ぶわけではありませんが、**出資した会社が倒産等した場合、出資した金額が上益城広域連合に戻ってこない可能性があります。**

御船町・嘉島町・益城町・甲佐町・
山都町・上益城広域連合

上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業に関するよくあるご質問

よくあるご質問に対する5町からの回答（R8年6月5日時点）

	ご質問	5町の回答
1	一部盛土で形成すると聞いたのですが、崩れたりしませんか？	事業実施区域の地盤は、砂岩泥岩互層を基盤層とし、それを覆うように阿蘇火砕流堆積物が分布している複雑な地盤であることが確認されています。このため、土の性状を正確に調査したうえで十分に安全性を考慮した土質改良を行うことで、災害等に耐える安定的な用地を整備します。 <u>○「盛土規制法」への対応</u> 盛土や切土によって発生する崖崩れや土石流から住民の命を守るため、危険な盛土を全国一律の基準で包括的に規制する「盛土規制法」が、熊本県でも令和7年4月から運用されています。造成工事は、このより厳しい基準のもと、上益城広域連合が公共工事として実施します。 <u>○環境への配慮</u> 土質改良には、六価クロムが発生しない改良材を使用するなど、周辺環境に配慮した工事を実施します。
2	PFAS が含まれた廃棄物を処理するのですか？	<u>○はじめに：PFOS・PFOA について</u> PFOS・PFOA は、1 万種類以上あるとされる PFAS（有機フッ素化合物）の一種で、有毒性・難分解性等により環境中へ蓄積されるおそれがあるため、予防的な取組方法の考え方に立った国際条約が締結され、規制が進んでいます（PFOS は 2009 年、PFOA は 2019 年の条約で対象化）。 国内では「化審法（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）」によってこれらの製造・輸入等が原則禁止とされています。（PFOS を 2010 年、PFOA を 2021 年に追加） また、国際条約・化審法では、PFOS・PFOA 以外の PFAS も随時規制対象に追加されています。 <u>○PFAS 含有廃棄物の処理について</u> 現時点で PFAS 含有廃棄物の処理に対する法規制はありませんが、事業者は、環境省が作成した「PFOS・PFOA※含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」で特別管理産業廃棄物に準ずる取扱いが求められる PFOA・PFOS を含んだ廃棄物については、施設で受け入れない方針を決定しています。 また、事業者は、国の動向（技術的留意事項等の更新）を踏まえ、受け入れ品目の見直し（受け入れない廃棄物の追加等）を行います。 ※PFOS が日本国内で家庭用品の製造に使用されていたという報告はありません。PFOA は、国の規制に先立つ企業の自主的な取組で全廃されています。（出展：PFAS に関するハンドブック・令和 7 年 12 月環境省）
3	排水がない計画と聞きましたが、本当ですか？	本事業で整備する施設は、多くの自治体のごみ処理施設で導入実績のあるクローズドシステムが採用されますので、処理の過程で利用した水や、場内の床を洗浄した水、車両の洗車に使用した水、事務所の生活排水が場外に排水されることはありません。（再利用などを経て、焼却炉に噴霧されます。） 場外に降った雨水は、調整池に導いたのち、放流されます。（廃棄物は建屋内で受け入れして、雨水との接触を防止する。） ※埋め立てを行う最終処分場は整備しません。

4	モニタリングなどは行われますか？	事業者は、法律に基づき、焼却炉の排気塔から出る排ガス等の測定・公表を行います。 また、敷地内の上・下流の観測井戸の水、調整池の放流水、騒音・振動等も測定・公表を行います。 事業者だけでなく行政によるモニタリングも検討しています。
5	県内外から廃棄物が集まるのですか？	施設では、主に県内で発生した産業廃棄物が処理される予定です。県外からの搬入も想定されていますが、施設の能力に見合った量しか処理することはできません。（これを超えた場合、厳しい罰則が適用されます。）